

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年3月18日から令和4年3月24日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

交流共創部 佐久島振興課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約事務において、コピー機の賃貸借契約書に対象機器の開始メーターの記載がないものがあった。【契約規則第27条】

イ 個人情報の管理状況において、保管する必要のない口座振替申出書等が綴られていた。【個人情報保護条例第5条第2項】

ウ 佐久島開発総合センターの利用許可事務において、利用許可証が交付されていないものがあった。【佐久島開発総合センター管理及び運営に関する規則第6条】

エ 現金の出納及び保管事務において、収納金出納簿が作成されていなかった。【出納員及び分任出納員事務取扱要領第10条】